**第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定方針について**

資料　２

**１．国におけるこども施策の推進と本市の現状**

**（１） こども基本法に掲げられた国・都道府県・市町村の取り組み**

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」の策定（第９条）  ➡令和５年１２月２２日に閣議決定 |
| 都道府県 | 「こども大綱」を勘案した、「都道府県こども計画」の策定に関する努力義務（第１０条第１項） |
| 市町村 | 「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の策定に関する努力義務（第１０条第２項）  ※「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定可 |

**（２）法律や国の動向に対する本市の現状**

・「市町村こども計画」に内包すべきとされている３つの計画

|  |  |
| --- | --- |
| 「市町村子ども・若者計画」 | 未策定 |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」 | 第２期子ども・子育て支援事業計画に内包（令和４年度の中間見直しにて追加） |
| 「子ども・子育て支援事業計画」 | 策定済 |

【参考】府内近隣 13 市における現在の計画の策定状況 (R6.5.末現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子ども・若者計画 | 子どもの貧困対策に関する計画 | 子ども・子育て支援事業計画 |
| 近隣１３市中５市が策定済  （うち３市が「子ども・子育て支援事業計画」に内包） | 近隣１３市中９市が策定済  （うち７市が「子ども・子育て支援事業計画」に内包） | 近隣１３市全てが策定済 |

**２．第３期計画の策定の方向性について**

**（１）こども大綱の基本指針　６つの柱**

　（１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、

こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

　（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めて

いく

　（３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

　（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長

できるようにする

　（５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代

の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

　（６）全体のバランスをとり、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

　➡これら６つの柱のもと、３つの重要事項が定められている

**（２）こども施策に関する３つの重要事項**

|  |  |
| --- | --- |
| ①ライフステージを通じた重要事項 | |
|  | ・こども、若者が権利の主体であることを社会全体で共有する取り組み  ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり  ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供  ・こどもの貧困対策  ・障害者支援、医療的ケア児等への支援  ・児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援  ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み |
| ②ライフステージ別の重要事項 | |
|  | ・こどもの誕生前から幼児期までの施策  ・学童期及び思春期の施策  ・青年期の施策 |
| ③子育て当事者への支援に関する重要事項 | |
|  | ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減  ・地域子育て支援、家庭教育支援  ・共働き、共育ての推進、男性の家事や子育てへの主体的な参画促進及び拡大  ・ひとり親家庭への支援 |

　　　・３つの重要事項に盛り込まれている施策のうち、市町村が取り組むべき事業の大部分について　　　は、本市のこども施策として「第２期子ども・子育て支援事業計画」に記載済

　　　・「こどもの権利」に関する啓発の取り組みや、ヤングケアラー等の社会的な養護を必要とするこどものための施策、こどもの定義の拡大による広範な年齢の支援等、「こども基本法」の策定に伴う新たなこども施策については盛り込みの検討が必要

**（３）策定に向けた基本的な考え方**

・国は、個別の３計画を一体化する「こども計画」の策定の意義として、一体化することによる

①市町村の進捗管理に係る業務負担の軽減

②市民の理解のしやすさ、分かりやすさ

の２点を挙げ、**都道府県及び市町村こども計画の策定を促進**

・一方で「市町村こども計画」策定にあたっては、**「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案する　必要がある**が、現在大阪府においても「大阪府こども総合計画」策定に向けた作業を進めているところであり、その内容や計画の基本的な考え方などについては示されていない状況。

・このため、本市においては、次期計画を「子ども・子育て支援事業計画」として策定し、結婚・妊娠・　出産から高校卒業時までの子育て支援について定めるとともに、「こども計画」に求められている子ども目線の施策の推進を今後スムーズに進めるため、**施策体系等について、「こども大綱」の視点に合わせた記載を図る**こととする。

**（４）次期計画の期間**

令和７年度から令和１１年度までの５年間

（子ども・子育て支援法に「５年を１期」と規定）

**（５）計画の構成**

|  |  |
| --- | --- |
| 序論 | 計画策定の趣旨や位置づけ、第２期計画の評価、ニーズ調査結果からの本市の子育て世帯の現況について整理する |
| 総論 | 序論や「こども大綱」を踏まえ、計画の基本的な考え方や重点的な取組について掲載する |
| 各論 | 「こども基本法」や「こども大綱」の柱を踏まえ、結婚・妊娠・出産から高校卒業時までのこども施策を体系的に網羅する。 |
| 事業計画 | (現行計画のP79以降) 「子ども・子育て支援法」に基づいて、計画期間における、法に定められた「量の見込み」と「確保の内容」等の記載事項を掲載します。 |

**（６）計画策定に当たっての「こども等の意見の反映」について**

「こども基本法」の理念に基づきこども施策を策定・実施・評価するため、こどもに関連する部署と連携し、施策の対象であるこどもたちからの意見聴取に取り組む。

**（７）計画策定の体制**

**①庁内関係部局との連携**

福祉・子ども部を中心に、保健・医療・教育など子育て支援に関係する他部局と連携し、計画の　内容等の調整・協議を行う。

**②市民意見の反映**

**ア ニーズ調査**

「子ども・子育て支援法」に規定されている、需要と供給などの事業計画 (現行計画のP79以降)への記載事項の参考とするため、就学前及び小学生の保護者 2,300 人を 対象に、国が示す質問項目に大東市独自の質問項目を追加して調査を実施した。

**イ 大東市子ども・子育て会議**

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき設置した審議会において継続的に会議を開催し、多面的な意見交換による事業計画の充実を目指す。

**ウ パブリックコメント**

計画の立案段階における市民参画を図るとともに、行政の説明責任を果たすため、令和６年12月から令和7年1月にかけ、パブリックコメントを実施する。

**（８）市議会への上程**

令和６年１０月 合同委員会報告会において中間報告を実施

令和７年　３月 議会への計画最終案を議案上程



**３．第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の重点目標（案）について**

　「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画」は、令和５年４月に制定された「こども基本法」の趣旨に基づき、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考える「大東版・こどもまん中社会の実現」を重点目標とする。

　また、第１期・第２期計画期間で進めてきた子ども・子育て支援事業についても、引き続き利用者ニーズの充足を目指し、子育てしやすいまちの実現に向けた取り組みを進める。

**重点目標（案）「大東版・こどもまん中社会の実現」**

**（１）子ども・若者の意見聴取と政策への反映**

・子ども・若者の意見を聴取する制度の整備

　　・子どもの意見表明権の確保（こどもアドボカシーの整備）

**（２）支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの充実**

　　・大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」の相談支援機能の充実

・全てのこどもの育ちを応援する「こども誰でも通園制度」の具体化

・支援を必要とする家庭の早期発見による虐待の未然防止

**（３）「こどもまん中社会」の実現に向けた理念の明文化**

　　・「大東市子ども基本条例」の改正による、子どもの権利擁護のための理念の明文化